データセンター設備仕様　検討書案（参考例）

実践キャリア・アップ戦略システム

Ⅰ．データセンター設備仕様

Ⅰ－1. データセンター（設備および運営）の対応方針

評価軸（目的）	データセンターにおける一般的な施策／解釈	実践キャリア・アップ戦略システムにおける対応方針
機密性	**建物、設備およびこれらの運営に関わるセキュリティ対策** • 建物、マシン室へのアクセス管理（セキュリティ区画、ゲート、動線等） • 監視および証跡管理（警備、カメラ、生体認証、ICカード等） • 物品の搬出入管理（申請手続き、X線装置、ごみ廃棄手続き等）	**本システムで取扱う情報には個人情報も含まれ、仮に情報を格付けすると「機密性3」に相当するレベルであることから、十分なセキュリティ対策を講じる方針**
可用性	**建物、設備の堅牢性、冗長性を向上する対策** • 地震等の災害の影響を回避するための立地、耐震構造等 • 社会インフラ停止時の対策（自家発電、燃料・水の備蓄等） • 設備故障に備えた多重化（電源設備、空調設備等）	**人命に関わるなどのミッションクリティカル業務ではないと考え、半日程度のサービス停止も許容範囲であると想定し、適切な範囲内（コスト等）で対策を講じる方針**
完全性	**データセンターのバックアップ対策** • データの外部保管（広域災害に備えた遠隔地等） • バックアップデータセンター（データおよびシステムの外部保管）	**本システムで管理する情報は長期間保存が前提となっており、広域災害の影響を免れるデータの遠隔地保管等の対策を講じる方針**
環境への配慮	**CO_2排出量削減のための電力量削減** • 電力効率の良いデータセンター利用（コンテナ、モジュール型等）	**本調達においても環境への配慮には積極的に取組む方針**
コスト	N/A	**データセンターに対する要求水準とコストは、一般的には比例する関係にあるため、適切なコスト（コスト抑制）のために、目的やレベルに応じた調達仕様を設定**

Ⅰ-2. データセンター設備基準

実践キャリア・アップ戦略システムを収容するデータセンター設備の要件の網羅性や妥当性を検証すると同時に調達仕様書の補足説明として、データセンター設備の安全対策の拠りどころとして広く利用されている 「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書　第8版」（平成23年3月　財団法人金融情報システムセンター）の該当する箇所について、以下の頁に掲載する。

本基準が対象とする金融機関システムと実践キャリア・アップ戦略システムでは、それぞれの業務の要求事項や要求水準に違いがあるため、データセンター設備の仕様として一律に適用するものではない。

（参考）本基準における適用区分については、以下のとおり
◎：　当該基準を取り入れることが必要
○：　金融機関の業務の実態に照らし、必要に応じて取り入れる基準

Ⅰ-2. データセンター設備基準

（出典）金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 第8版

項目	項番	基準小項目	適用にあたっての考え方	内容説明等	適用区分
建物（環境）	設1	各種災害、障害が発生しやすい地域を避けること。	コンピュータセンターへの災害の影響を少なくするため、各種災害および障害が発生しやすい地域の立地を避けることが望ましい。	各種災害および障害とは、火災、落雷、津波、高潮、出水、地震、電界・磁界障害、空気汚染、重塩害、振動等をいう。	○
建物（周囲）	設2	立地環境の変化に伴う災害および障害の発生の可能性を調査し、防止対策を講ずること。	コンピュータセンターへの災害の影響を少なくするため、コンピュータセンターの自然環境、地域環境等の変化に伴う災害および障害の発生の可能性を調査し、防止対策を講ずることが望ましい。		○
	設3	敷地には通路を確保すること。	敷地には火災時の安全かつ適切な消火活動、避難を容易にするため、建築基準法に定められた幅員の通路を確保すること。	消火活動、避難のための通路については、建築基準法に規定されたものとすることが必要である。	◎
	設4	隣接物との間隔を十分に取ること。	延焼の防止および消火活動を容易にするため、隣接する建物との間隔を十分取ることが望ましい。	隣接する建物との十分な間隔とは、10m以上をいう。	○
	設5	塀または柵および侵入防止装置を設けること。	敷地内への不法侵入、建物等の破壊行為を防止するため、敷地境界において入退管理を行う場合は塀または柵を設けることが望ましく、必要に応じて侵入防止装置を設けることが望ましい。	敷地境界で行う入退管理は、敷地内の建物で行う入退管理を補完する措置である。	○
	設6	看板等を外部に出さないこと。	外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止するため、コンピュータセンター等の所在を示した表示板、看板等は外部に出さないことが望ましい。	コンピュータセンター等の所在を示した表示板、看板等とは、例えば○○コンピュータセンター、××銀行事務センター等と表示したものをいう。	○
	設7	建物には避雷設備を設置すること。	落雷による障害、事故を防止するため、周囲に高い建物がない場合または落雷多発地域においては、建物には避雷設備を設置することが望ましい。	避雷設備を設置し、雷撃電流を安全に大地に放流(アース)することにより、落雷によるコンピュータシステムの障害のほか、内部にいる人の感電死傷、建物の損傷、火災等の事故を防止することが必要である。	○
	設8	建物はコンピュータシステム関連業務専用、または建物内においてコンピュータシステム関連業務専用の独立区画とすること。	安全管理の徹底のため、建物はコンピュータシステム関連業務専用、または建物内においてコンピュータシステム関連業務専用の独立区画とすることが望ましい。		○
	設9	敷地内の通信回線・電力線は、切断・延焼の防止措置を講ずること。	コンピュータシステムのサービス中断を防止するため、敷地内の通信回線・電力線は、工事や外部からの侵入等による切断・延焼の防止措置を講ずることが望ましい。	コンピュータセンター敷地内に布設された通信回線・電力線は、ガス、水道等の埋設工事、外部からの侵入等による切断・延焼の防止措置を講じ、コンピュータシステムの安全性を確保することが必要である。	○
建物（構造）	設10	耐火建築物であること。	防火対策のため、コンピュータセンターの建物は、建築基準法に規定する耐火建築物とすること。	今後建築されるコンピュータセンターの建物は、建築基準法に規定する耐火建築物にすることが必要である。建物を耐火建築物にすることにより、防犯対策、入退館管理および空気調和の実施面でも効果が得られる。	◎
	設11	構造の安全性を有すること。	コンピュータシステムに障害を及ぼさないため、建築基準法に規定する構造の安全性を有すること。	建物の自重、積載荷重、積雪、風圧および地震等の震動ならびに衝撃に対する構造の安全性を講ずることにより、コンピュータシステムに障害を及ぼさないようにすることが必要である。	◎
	設12	外壁、屋根等は十分な防水性能を有すること。	コンピュータシステムに障害を及ぼさないため、外壁、屋根等は漏水の防止措置を講ずること。	外壁、屋根等の長年の使用による防水、排水性能の低下、または排水能力を超えた豪雨や排水口にゴミが詰まった場合等の漏水によって、コンピュータシステムに障害を及ぼさないよう、漏水の防止措置を講ずることが必要である。	◎
	設13	外壁等に強度を持たせること。	コンピュータ関連設備を破壊行為等から防御するため、公道等外部に面する外壁等は、強度を持たせることが望ましい。	破壊行為等から防御できる外壁の例としては、鉄筋コンクリート造、カーテンウォールのうち防犯強度を有するもの等がある。	○

Ⅰ-2. データセンター設備基準

（出典）金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 第8版

項目	項番	基準小項目	適用にあたっての考え方	内容説明等	適用区分
建物（開口部）	設14	窓には防火措置を講ずること。	延焼を防止するため、延焼のおそれのある窓には防火措置を講ずること。	延焼のおそれのある窓とは、窓と隣接境界線、道路中心線または同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線との距離が、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の場合をいう。	◎
	設15	防犯措置を講ずること。	コンピュータセンター建物内への不法な侵入等を防止するため、外部から容易に接近、侵入できる1階等の窓には、防犯措置を講ずること。	建物の周囲に広告看板、建物、歩道橋、高速道路等があり、2階以上の階に接近が容易であれば、それぞれの窓にも防犯措置を講ずることが望ましい。	◎
	設16	常時利用する出入口は1カ所とし、出入管理設備、防犯設備を設置すること。	入退館管理を確実に行うことによる不法侵入の防止、不審物品の搬出入防止のため、常時利用する出入口は1カ所とし、出入管理設備、防犯設備を設置することが望ましい。	常時利用する出入口が2カ所以上の場合は、それぞれの出入口において確実に入退館管理を行うか、常時利用する出入口は1カ所として、他の出入口は施錠することが必要である。	○
	設17	非常口を設けること。	災害時の安全な避難と非常時持出しの円滑化のため、適切な位置に非常口を設けること。	非常口は、火災等の災害の際に、コンピュータセンターから避難するための非常出口をいい、非常口および非常口へ至る避難通路は、建物のどの場所からも二方向に避難できる位置に設けることが必要である。	◎
	設18	防水措置を講ずること。	浸水および漏水によるコンピュータ機器等への障害を防止するため、出入口、窓、機器の搬出入口等の開口部は、防水措置を講ずることが望ましい。	水害対策として、建物出入口は地面から高くし、道路へは階段およびスロープを設けることが望ましい。	○
	設19	出入口の扉は、十分な強度を持たせるとともに、錠を付けること。	防犯・防災のため、出入口には十分な強度を有する扉を設置し、錠を付けること。	出入口の扉は十分な強度を有する特定防火設備を使用し、不法侵入、危険物の投込み、延焼等を防止することが必要である	◎
建物（内装等）	設20	不燃材料および防炎性能を有するものを使用すること。	要員およびコンピュータシステムを守るため、内装等には、建築基準法に規定する不燃材料および消防法に規定する防炎性能を有するものを使用すること。	建築基準法では、不燃材料はコンクリート、れんが、瓦、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくい、その他これらに類する建築材料とされている。	◎
	設21	地震による内装等の落下・損壊の防止措置を講ずること。	要員およびコンピュータシステムに被害を及ぼさないようにするため、地震による内装等の落下・損壊の防止措置を講ずることが望ましい。	鉄骨造りの場合は、建物構造体の耐火性保持のため、柱、はり等は不燃材料により耐火被覆することが必要である。	○
コンピュータ室・データ保管室（位置）	設22	災害を受けるおそれの少ない位置に設置すること。	コンピュータシステムへの影響を防止するため、地震、火災、浸水等の災害を受けるおそれの少ない位置に設置すること。	コンピュータ室・データ保管室は、電磁界の影響を受けるおそれの少ない位置に設置することが必要である。	◎
	設23	外部から容易に入れない位置に設置すること。	侵入、破壊、機密漏洩等を防止するため、出入口付近およびエレベータまたは階段で直接入れる位置を避けて設置すること。		◎
	設24	室名等の表示は付さないこと。	侵入、破壊、機密漏洩等を防止するため、コンピュータ室・データ保管室の室名等の表示は付さないこと。	コンピュータ室・データ保管室の位置が消防担当者に明示できるよう、コンピュータセンター内の見取図を、建物の入口、中央管理室等で部外者の目に触れないように保管しておくことが必要である。	◎
	設25	必要空間を確保すること。	保守、避難のため、必要空間を確保すること。		◎
	設26	専用の独立した室とすること。	安全管理の徹底のため、専用の独立した室とすること。		◎
コンピュータ室・データ保管室（開口部）	設27	常時利用する出入口は1カ所とし、前室を設けること。	入退室管理を確実に行うため、常時利用する出入口は1カ所とすることが望ましい。また、安全性を保ち、外部からの熱、湿気、塵埃の侵入を防止するため、常時利用する出入口には、前室を設けることが望ましい		○
	設28	出入口の扉は、十分な強度を持たせるとともに、錠を付けること。	防犯・防災のため、出入口には十分な強度を有する扉を設置し、錠を付けること。		◎
	設29	窓に防火、防水、破損防止措置を講じ、外部から室内の機器等が見えない措置を講ずること。	防犯・防災のため、窓を設ける場合は防火・防水措置および窓ガラスの破損防止措置を講じ、さらに外部から室内の機器等が見えない措置を講ずること。	窓ガラスの破損防止の措置としては、以下のような例がある。 (1) 窓ガラスに網入りガラス、強化ガラス等を使用する。 (2) 普通ガラスにガラス飛散防止フィルム等を貼付する。	◎
	設30	非常口、避難器具、誘導灯等を設置すること。	災害時の避難と非常持出しの円滑化のため、コンピュータ室には適切な位置に非常口および避難器具を設置すること。また、非常口への誘導灯および誘導標識を設置すること。		◎

Ⅰ-2. データセンター設備基準

（出典）金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 第8版

項目	項番	基準小項目	適用にあたっての考え方	内容説明等	適用区分
コンピュータ室・データ保管室（構造・内装等）	設31	独立した防火区画とすること。	建物内他区画からの火災の延焼防止のため、コンピュータ室・データ保管室は、建築基準法に規定する独立した防火区画とすること。	建物の構造上、防火区画のデータ保管室を設置できない場合は、火災から一定時間安全に磁気媒体のデータを守る耐火金庫、耐火キャビネット等のデータ保管庫を使用することが必要である。	◎
	設32	漏水防止対策を講ずること。	建物、設備等の損傷およびコンピュータ機器等に対する障害を未然に防止するため、天井、壁、床面からの漏水防止対策を講ずること。		◎
	設33	静電気の防止措置を講ずること。	コンピュータシステムへの悪影響を防止するため、コンピュータ室の床表面材料は、静電気の発生、帯電等による影響を防止する措置を講ずること。		◎
	設34	内装等には不燃材料および防炎性能を有するものを使用すること。	要員およびコンピュータシステムを火災による被害から守るため、内装等には、建築基準法に規定する不燃材料および消防法に規定する防炎性能を有するものを使用すること。		◎
	設35	地震による内装等の落下・損壊の防止措置を講ずること。	要員およびコンピュータシステムへ被害を及ぼさないようにするため、間仕切壁、天井、照明器具等、地震の際に落下・損壊の危険のあるものは、落下・損壊防止措置を講ずること。	天井はつり金具と骨組で上階床からつり下げられていることが多いので、地震時に落下することのないよう、天井ボード等をビス等で固定することが必要である。	◎
	設36	フリーアクセス床は地震時に損壊しない構造とすること。	地震時に損壊することのないよう、フリーアクセス床は耐震措置を講ずること。		◎
コンピュータ室・データ保管室（設備）	設37	自動火災報知設備を設置すること。	火災が発生した場合、早期に発見、通報して、初期消火や避難等ができるように、適切な自動火災報知設備を設置すること。	感知器はさまざまな原理・構造のものがあるが、大別すると熱感知器、煙感知器および炎感知器に分類され、一般に煙感知器が早期に火災を感知するため、広く利用されるようになっている。	◎
	設38	非常時の連絡装置を設置すること。	火災等の異常事態の発生を知らせ、初期消火、避難等について適切な指示を与えるため、非常時の連絡装置を設置すること。	非常時の連絡装置としては、非常ベル、警報サイレン、非常放送設備、非常電話等の設備があり、コンピュータ室・データ保管室の状況に合わせて、いずれか、または組み合わせて設置することが必要である。	◎
	設39	消火設備を設置すること。	火災時に備えて、適切な消火設備を設置すること。	一般に、コンピュータ室・データ保管室の消火設備としては、消火による機器の損傷の少ないガス系消火設備が適している。その他の消火設備として、スプリンクラー設備も効果的である。また、局所的な火災を消火するために、二酸化炭素消火器等のガス系消火器を設置することが必要である。	◎
	設40	ケーブルの難燃化、延焼防止措置を講ずること。	ケーブルの燃焼・延焼を防止するため、ケーブルの難燃化措置を講ずることが望ましい。また、壁面等のケーブル貫通部分は延焼防止措置を講ずること。	延焼防止剤にはケーブルの着火および延焼を防止する塗料と、ケーブルの防火壁貫通部の充填に用いる防火パテ等があり、公的機関で認められた材料を使用することが必要である。	◎
	設41	排煙設備を設置すること。	火災時に備えて、必要な排煙設備を設置すること。	排煙設備については、排煙口の位置、大きさ、排煙機の性能や自動開放装置等について建築基準法の規定に従い、必要な能力を確保すること。	◎
	設42	非常用照明設備、携帯用照明器具を設置すること。	火災等の異常事態発生時に室内要員が安全に避難できるように、コンピュータ室には、非常用照明設備および携帯用照明器具を設置すること。	非常用照明設備の予備電源は、照明器具の中に電源を持つ電池内蔵型と、1カ所にまとめて大きな電池を置く電源別置型の2種類がある。電池内蔵型は小規模の建築物に使われ、電源別置型は大規模建築物に使われることが多い。	◎
	設43	水使用設備を設置しないこと。	漏水によるコンピュータシステムへの影響を防止するため、コンピュータ室・データ保管室に水使用設備を設置しないこと。	壁、天井、直上階の床等からの漏水を防止するため、防水措置を講ずるとともに、漏水に対して迅速に検知できるよう、配水管の周辺には漏水検知器を設置する必要がある。	◎
	設44	地震感知器を設置すること。	コンピュータシステムの運転継続を判断し、データ破壊や電気火災等の二次災害発生を防止するため、コンピュータ室には地震感知器を設置することが望ましい。	地震感知器は、設定された規模以上の地震に対して音、ランプによる警報を発し、震度の大きさを表示する。	○

Ⅰ-2. データセンター設備基準

（出典）金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 第8版

項目	項番	基準小項目	適用にあたっての考え方	内容説明等	適用区分
コンピュータ室・データ保管室(設備)	設45	出入口には出入管理設備、防犯設備を設置すること。	不法侵入を防止するため、コンピュータ室・データ保管室の出入口には入退室者を識別、記録する出入管理設備を設置すること。さらに、防犯設備を設置することが望ましい。		○
	設46	温湿度自動記録装置または温湿度警報装置を設置すること。	コンピュータシステムの予防保全、障害時の原因分析のため、温湿度自動記録装置または温湿度警報装置を設置すること。	温湿度を測定する位置は、コンピュータ機器の排気および空調設備からの吹出空気が直接当たる場所、出入口付近等、温湿度の変化の大きな場所を避けて設置することが必要である。	◎
	設47	ネズミの害を防止する措置を講ずること。	ネズミによってケーブルが害を受けることを防止するため、適切な措置を講ずることが望ましい。	ビル内に厨房、飲食店等、ネズミの生息に適した場所がある場合は、ネズミの被害も多くなりやすいので、食料品の完全格納、残飯等の完全処理等について設備面の配慮が必要である。	○
コンピュータ室・データ保管室(コンピュータ機器・什器・備品)	設48	什器・備品は不燃性とすること。	引火と火災拡大を防止するため、什器・備品はスチール製品等の不燃性とすること。	コンピュータ室・データ保管室で使用する消耗品や書類についても、防火上収納方法を考慮することが必要である。	◎
	設49	静電気防止措置を講ずること。	コンピュータシステムへの悪影響を防止するため、コンピュータ機器、什器・備品は、静電気防止措置を講ずること。		◎
	設50	耐震措置を講ずること。	地震の際に要員やコンピュータ機器に影響を与えないよう、コンピュータ機器および什器等の耐震措置を講ずること。	コンピュータ機器の移動、転倒を防止する耐震施工方法は、機器の重量、形状、設置場所等により異なる。また、メーカーによっても推奨する施工方法が異なるため、メーカー、建築業者と協議のうえ実施することが必要である。	◎
	設51	運搬車等に固定装置を取り付けること。	地震の際に要員やコンピュータ機器に損傷を与えないよう、磁気テープ、磁気ディスク等の運搬車等は、制動または固定する装置を取り付けること。	運搬車等を制動または固定するための装置としては、以下のような例がある。 (1) 車輪にキャスタストッパ、ブレーキ等を取り付ける。 (2) ロープ、鎖等により固定する。	◎
電源室・空調室	設52	災害を受けるおそれの少ない場所に設置すること。	コンピュータシステムへの影響を防止するため、地震、火災、浸水等の災害を受けるおそれの少ない場所に設置すること。		◎
	設53	保守点検に必要な空間を確保すること。	機器、装置等の保守点検および災害時の避難のため、必要な広さ、高さの空間を確保すること。	電源室・空調室の機器の配置については、関係法規に定める距離を有することが必要である。	◎
	設54	専用の独立した室とすること。	保守管理および障害の拡大防止のため、他の室とは独立した専用の室とすることが望ましい。	専用の独立した室とは、電源室・空調室が、コンピュータ室、データ保管室、事務室等と併用されていない室をいう。	○
	設55	無窓とし、錠を付けた扉を設置すること。	外部からの侵入防止、防火、防水のため、無窓とすることが望ましく、錠を付けた扉を設置すること。	扉は錠を付けた特定防火設備を使用し、十分な強度を持たせることが必要である。	◎
	設56	耐火構造とすること。	火災による延焼防止のため、耐火構造とすること。	電気配線等が電源室・空調室の耐火構造の壁面等を貫通する場合は、延焼防止措置を講ずることが必要である。	◎
	設57	自動火災報知設備を設置すること。	早期に火災を発見するため、自動火災報知設備を設置すること。	感知器としては、熱感知器、炎感知器および煙感知器があるが、電源室・空調室の火災報知器としては煙感知器が適している。	◎
	設58	ガス系消火設備を設置すること。	火災時に備えて、全域放出型のガス系消火設備を設置することが望ましい。	電源室・空調室の構造等により全域放出型のガス系消火設備が設置できない場合は、移動可能な二酸化炭素消火器等のガス系消火器を設置することが必要である。	○
	設59	空調設備の漏水防止措置を講ずること。	漏水による障害を回避するため、冷却水の水漏れ、結露等による漏水の防止措置を講ずること。	空調室においては、空調設備の周辺または直下に受皿、防水堤、排水口等を設置することにより、空調設備からの冷却水の水漏れ、結露、ゴミのつまり等による漏水の防止措置を講ずること。	◎
	設60	ケーブル、ダクトからの延焼防止措置を講ずること。	延焼を防止するため、ケーブル、ダクトからの延焼防止措置を講ずること。		◎

Ⅰ-2. データセンター設備基準

（出典）金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 第8版

項目	項番	基準小項目	適用にあたっての考え方	内容説明等	適用区分
電源設備	設61	電源設備の容量には余裕を持たせること。	コンピュータシステムに必要な電力を安定的に供給するため、電源設備の容量には余裕を持たせること。	ここでいう電源設備の容量とは、変圧器の定格容量、発電機の定格出力および配線の許容電流等をいう。	◎
	設62	電源は複数回線で引き込むこと。	受電設備の障害時に備え、電源は複数回線で引き込むことが望ましい。	複数回線の受電方法としては、以下のような例がある。 (1) 本線、予備線2回線受電 (2) ループ受電 (3) スポットネットワーク受電	○
	設63	良質な電力を供給する設備を設置すること。	コンピュータシステムを安定稼働させるため、良質な電力を供給する設備を設置すること。	コンピュータシステムを常時安定的に稼働させるため、品質の良い電力を供給することができるようにUPS(Uninterruptible Power Supply: 無停電電源装置)を設置することが必要である。	◎
	設64	自家発電設備、蓄電池設備を設置すること。	停電時でもコンピュータシステムを継続して稼働させるため、自家発電設備および蓄電池設備を設置すること。		◎
	設65	電源設備には避雷設備を設置すること。	落雷による被害を防止するため、電源設備には避雷設備を設置すること。	避雷設備としては、高圧電路には避雷器、低圧電路には避雷器、電源保護用保安器および異常電圧吸収装置等がある。	◎
	設66	電源設備には耐震措置を講ずること。	地震による移動、損傷等を防止するため、電源設備には耐震措置を講ずること。		◎
	設67	分電盤からコンピュータ機器への電源の引込みは専用とすること。	コンピュータシステムへの影響を最小限にするため、コンピュータ機器への電源の引込みは専用分電盤から専用回路にて配線すること。		◎
	設68	負荷変動の激しい機器との共用を避けること。	コンピュータシステムに安定して電力を供給するため、コンピュータシステムと負荷変動の激しい機器との電源系統は分けること。	ここでいう負荷変動の激しい機器とは、エレベータや空調設備等、電源の起動、停止の頻度が高く、消費電力の大きな機器をいう。	◎
	設69	コンピュータシステムのアースは専用とすること。	電源設備や電気機器等からの影響を防止するため、コンピュータシステムのアースは専用とすること。		◎
	設70	過電流、漏電により各機器に障害を及ぼさないよう措置を講ずること。	各機器に障害を及ぼさないように、過電流や漏電への措置を講ずること。	コンピュータシステムの回路が漏電あるいは短絡したとき、感電火災の発生を防止するため、漏電遮断器または漏電警報器を分電盤の各回路に設けることが必要である。	◎
	設71	防災、防犯設備用の予備電源を設置すること。	停電した場合でも防災、防犯設備が作動するように、予備電源を設置すること。	ここでいう予備電源とは、防災、防犯設備に給電している商用電源が停電等により断たれた時、所定の時間、防災、防犯設備の機能を確保するための電源で、自家発電設備や蓄電池設備等をいう。	◎
空調設備	設72	空調設備の能力には余裕を持たせること。	コンピュータ室の温湿度を適切に調整するため、空調設備の能力には余裕を持たせること。		◎
	設73	空調設備は安定的に空気調和できる措置を講ずること。	コンピュータシステムの継続した運用を確保するため、空調設備には安定的に空気調和ができる措置を講ずること。		◎
	設74	空調設備はコンピュータ室専用とすること。	コンピュータ室の温湿度制御を的確に行うため、空調設備は他の室との共用を避けコンピュータ室専用とすること。		◎
	設75	空調設備の予備を設置すること。	障害の発生に備えて、主要な空調設備機器については予備を設置することが望ましい。		○
	設76	空調設備には自動制御装置、異常警報装置を設置すること。	空調設備を安定的に稼働させるため、各種の自動制御装置のほか、機器の異常を迅速に検知する異常警報装置を設置すること。	空調設備の自動制御装置は、温湿度の変動に的確に反応するため、室内温湿度や空調機器の運転状態等の監視、空調機器の最適制御等の遠隔操作を集中的に行うものである。	◎
	設77	空調設備には侵入、破壊防止対策を講ずること。	コンピュータシステムの運用に支障を来さないようにするため、空調設備には侵入、破壊に対する防止対策を講ずること。		◎
	設78	空調設備には耐震措置を講ずること。	地震による移動、損傷等を防止するため、空調設備には耐震措置を講ずること。		◎
	設79	空調設備の断熱材料、吸排気口は不燃材料とすること。	火災時の空調設備の損傷を防止するため、空調設備のダクト等の断熱材料および吸排気口は不燃材料とすること。		◎

Ⅰ-2. データセンター設備基準

（出典）金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 第8版

項目	項番	基準小項目	適用にあたっての考え方	内容説明等	適用区分
監視制御設備	設80	監視制御設備を設置すること。	障害発生等を早期に発見するため、電源設備、空調設備、防災設備、防犯設備等の監視制御設備を設置すること。		◎
	設81	中央管理室を設置すること。	電源設備、空調設備、防災設備、防犯設備等の運営管理を円滑にし、かつ有効活用を図るため、これらの設備を集中管理する中央管理室を設置することが望ましい。	中央管理室(中央監視室、防災センター等)は、コンピュータセンターの平常時および災害等の非常時の中枢であり、室自体の防災対策や入退室管理等の防犯対策を講ずる必要がある。	○
回線関連設備	設82	回線関連設備には錠をつけること。	不正アクセス、破壊等の不法行為を防止するため、コンピュータ室外に設置される回線関連設備の機器収容架等には錠を付けること。	コンピュータ室内に設置されたモデム等回線関連設備の機器収容架等については、コンピュータ室の前室で入退室管理を行うことにより、錠と同じ機能を持たせることができる。	◎
	設83	回線関連設備の設置場所の表示は付さないこと。	部外者に回線関連設備の設置場所を知らせないため、設置場所の表示は付さないこと。		◎
	設83-1	回線は、専用の配線スペースに設けること。	回線を障害および犯罪から防護し、また、他の電源ケーブル等からのノイズの混入を防止するため、専用の配線スペースに設けることが望ましい。		◎